

【地域の概要】

- 東地区は町の東部に位置し、耕地面積は約66ha
- 地区内は平尾、綾戸の2つの集落に分けられ、平尾地区は集落営農法人、個人の認定農業者、基本構想到達農業者などが、綾戸地区は集落営農組織が、水稻、麦、大豆などを中心に耕作している
- 準中山間地域で獣害があり、地域ぐるみで防除活動に取り組んでいる

①取組開始前の状況や課題

アンケートで把握した地区の状況

○令和2年12月から翌月に農業経営の意向に関するアンケート実施

- 調査① 耕作者828人 うち回答390人
- 調査② 中心経営体28 うち回答20

- ・中心経営体以外の個人が耕作する面積は約32ha（地区農地の約半数）
- ・後継者いるのは63のうち14人のみ
- ・10年以内に農業経営をやめると回答した人がほとんど多い
- ・貸付意向農地は約6.7ha

人・農地プラン実質化（令和3年3月）

○アンケート結果を踏まえた話し合いにより農地集積・集約化の方針決定

- ・中心経営体に、将来の経営農地の集約化を目指し、原則農地中間管理事業を活用していく
- ・平尾集落では、基盤整備に取り組み小区画な圃場を解消していく

プランに沿った集積・集約の実行へ

○圃場整備の実施に向け、平尾集落内の農地中間管理事業の推進へ

②取組内容

圃場整備事業の実施に向けた説明会
（令和3年12月19日）

○農地所有者を対象に、実行委員会、集落営農法人、農業委員会、町、JAなどが農地中間管理事業について説明

○合意を得て、相対での利用権や農作業受委託により耕作していた農地を含み、集落の過半の農地について貸借手続き開始

○貸借手続き書類は、法人や地区の農業委員・推進委員が協力して農地所有者から集めた（仮同意書7月、貸借書類12月）

集落営農法人への権利設定完了（令和3年10月）

○集落のほとんどの水田約31.8ha（うち新規30.1ha）をまるっと、農地中間管理事業を活用して集落営農法人に貸借（令和22年10月末まで）

○引き続きの耕作継続を希望する農業者には、法人から作業委託するなど、集落全体で農地利用調整

③今後の展開と方向性

令和3年 圃場整備事業計画策定

○地域で話し合い、圃場の区割りや道の取り付け、高収益野菜の品目を検討

令和4年 土地改良法手続き
平尾土地改良区設立

○中心経営体が圃場整備後の圃場をフル活用して高収益作物を栽培し、収益性の高い農業の実践を目指します。作物は検証中。

令和5年 事業採択予定

○農道、水路を見直しし、集落間の移動も利便性が上がり、すみやすい地域に生まれ変わる予定。

